

高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
施設から探す				
老人福祉施設	老人福祉法 第5条の3	次に掲げる施設をいう。	—	—
老人デイサービスセンター	老人福祉法 第20条の2の2	<通所の利用者に入浴、食事、機能訓練等を提供する施設> 身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者などを日中通わせ、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練、介護方法の指導、生活相談、健康状態の確認やレクリエーションなどを行う施設	第二種社会福祉事業	老人デイサービスセンター
老人短期入所施設 (ショートステイ)	老人福祉法 第20条の3	<在宅の要介護高齢者のショートステイを実施する施設> 介護する家族等が病気などの理由により、在宅での介護が一時的に困難となった65歳以上の者を短期間入所させ、養護するための施設。入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練を行う。	第二種社会福祉事業	老人短期入所施設
養護老人ホーム	老人福祉法 第20条の4	<環境的、経済的に困窮した高齢者のための施設> 環境上の理由及び経済的理由により居家で生活することが困難な65歳以上の者を対象に、市町村を通じて入所させ、食事等の提供その他日常生活上必要なサービスなどを提供する施設	第一種社会福祉事業	養護老人ホーム
特別養護老人ホーム	老人福祉法 第20条の5	<要介護高齢者のための生活施設> 身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時介護が必要で、在宅介護が困難な65歳以上の要介護者を入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設	第一種社会福祉事業	特別養護老人ホーム
介護老人福祉施設	介護保険法 第8条第27項	入所定員が30人以上の特別養護老人ホーム。要介護3以上の認定を受けた人のための生活施設		
地域密着型 介護老人福祉施設	介護保険法 第8条第22項	入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム。要介護3以上の認定を受けた町田市民が利用できる生活施設		
軽費老人ホーム	老人福祉法 第20条の6	<低所得高齢者のための住居> 家庭環境、住宅事情等の理由により居家で生活することが困難な高齢者を入所させ、無料又は低額な料金で食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設で、次の4種類がある。	第一種社会福祉事業	軽費老人ホーム
ケアハウス	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 第2条第1項	<車いすの利用に配慮し、自立した生活を送れる設備・構造> 自炊できない程度の健康状態にあり、独立して生活するには不安が認められる60歳以上の者を対象とする。介護の必要に応じてホームヘルパー等の在宅サービスを利用する。		
都市型軽費老人ホーム	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 第34条	<都市部における低所得高齢者に配慮した小規模なホーム> ケアハウスが入所定員20以上、居室面積21.6㎡なものに対し、都市型軽費老人ホームは入所定員20人以下、居室面積7.43㎡以上とし、利用料を低く抑えている。		
軽費老人ホームA型 (経過措置)	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 附則第3条第1項	<食事の提供や日常生活上必要な便宜を供与する> 家庭環境、住宅事情などの理由により、居家で生活するには不安が認められる60歳以上の者を対象とする。		

高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	軽費老人ホームB型 (経過措置)	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準 附則第11条第1項	<自炊を原則とする> A型の要件に加え、自炊できる者を対象とする。通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気のとときに食事などのサービスを提供する。		
老人福祉センター		老人福祉法 第20条の7	<地域の高齢者を支援する施設> 無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に提供する施設。次の3種類がある。	第二種社会福祉事業	老人福祉センター
	老人福祉センター (特A型)	老人福祉センター 設置運営要綱第二	市町村が運営し、日常生活全般にわたる相談、健康の増進や生業・就労に関する指導、訓練などを行う。		
	老人福祉センター (A型)	老人福祉センター 設置運営要綱第三	市町村や社会福祉法人が運営し、健康増進に関する指導以外の日常生活全般にわたる相談や教養講座などの実施、老人クラブ活動への援助などを行う。		
	老人福祉センター (B型)	老人福祉センター 設置運営要綱第四	市町村や社会福祉法人が運営するA型の機能を補完する比較的小規模な施設		
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	老人福祉法 第20条の7の2第1項	<ニーズに合ったサービスを受けられるよう調整等を行う機関> 高齢者やその家族から在宅介護に関する相談に応じ、各種の福祉サービスが総合的に受けられるように、情報提供、関係機関、事業所等との連絡調整等を行う。 介護保険制度導入後、地域包括支援センターの創設により、その多くは地域包括支援センターへ移行したほか、地域包括支援センターのランチ(地域包括支援センターに繋ぐための窓口)、サブセンター(支所)として位置付けられた。	第二種社会福祉事業	老人介護支援センター	
介護保険施設		介護保険法 第8条第25項	介護保険サービスとして利用できる居住型の施設のことで、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院をいう。	—	—
指定介護老人福祉施設		介護保険法 第8条第27項 第48条第1項第1号	都道府県知事が指定する介護老人福祉施設のこと。 ⇒特別養護老人ホーム	第一種社会福祉事業	特別養護老人ホーム
介護福祉施設サービス		介護保険法 第8条第27項	⇒施設サービス	—	—
介護老人保健施設		介護保険法 第8条第28項	入院治療をする必要はないが、リハビリテーションや看護、介護を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下で看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話をを行い、心身の機能の維持回復を図り、在宅生活への復帰を目指す施設	公益事業 (施設で行う事業が第二種社会福祉事業に該当する場合は第二種社会福祉事業)	介護老人保健施設を運営する事業
介護保健施設サービス		介護保険法 第8条第28項	⇒施設サービス	—	—
無料低額介護老人保健施設 利用事業		社会福祉法 第2条第3項第10号	経済的理由により適切な介護を受けることが困難な人に対し、無料又は低額な料金で介護老人保健施設を利用させる事業	第二種社会福祉事業	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業

高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
介護医療院	介護医療院	介護保険法 第8条第29項	長期療養が必要な要介護者を対象とした、医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設。療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護、日常生活上の世話、機能訓練、ターミナルケアを行う。	公益事業 (施設で行う事業が第二種社会福祉事業に該当する場合は第二種社会福祉事業)	介護医療院を運営する事業
	介護医療院サービス	介護保険法 第8条第29項	⇒施設サービス	—	—
	無料低額介護医療院 利用事業	社会福祉法 第2条第3項第10号	経済的理由により適切な介護を受けることが困難な人に対し、無料又は低額な料金を介護医療院を利用させる事業	第二種社会福祉事業	生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業
	介護療養型医療施設 (経過措置)	介護保険法 旧第8条第26項	慢性疾患を有し、長期療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護、日常生活上の世話、機能訓練、ターミナルケアを行う施設(病院、診療所の病床)。2018年3月31日で廃止(2024年3月31日までの移行期間が設けられている。)	公益事業	介護療養型医療施設を運営する事業
	介護療養施設サービス (経過措置)	介護保険法 旧第8条第26項	⇒施設サービス	—	—
有料老人ホーム		老人福祉法 第29条第1項	<民間が運営する高齢者のための施設> 高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な便宜(洗濯、掃除等の家事、健康管理)を提供する施設で、老人福祉施設やグループホームでないものをいう。施設の設置主体に制限はないが、事前に都道府県知事への届出が必要。入居は、施設と入居希望者との直接契約による。	公益事業	有料老人ホームを運営する事業
	介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活介護)	有料老人ホーム設置 運営標準指導指針の 別表	介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要になったら、当該有料老人ホームの職員が提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、生活しつづけることができる。		
	介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者 生活介護)	有料老人ホーム設置 運営標準指導指針の 別表	介護などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要になったら、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、生活しつづけることができる(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成などを実施し、介護サービスは委託先の事業所が提供する。)		
	住宅型有料老人ホーム	有料老人ホーム設置 運営標準指導指針の 別表	生活支援などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要になったら、入居者自身の選択により、訪問介護などのサービスを利用しながら、生活しつづけることができる。		
	健康型有料老人ホーム	有料老人ホーム設置 運営標準指導指針の 別表	食事などのサービスが付いた高齢者向けの居住施設。 介護が必要になったら、契約を解除し、退去しなければならない。		
サービス付き高齢者向け住宅 (サ高住)	高齢者の居住の安定確保 に関する法律(高齢者住 まい法) 第5条第1項	<民間が運営するバリアフリー構造等を有する高齢者のための住居> 一定の面積、設備とバリアフリー構造等を有する高齢者向けの賃貸住宅であって、安否確認、生活相談等のサービスを提供する。都道府県知事への登録が必要。有料老人ホームに該当するサ高住は、老人福祉法の規制も受ける。	公益事業 (必須サービスのみを提供 する場合は、収益事業)	サービス付き高齢者向け住宅事業	

高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅 (セーフティネット住宅)	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)第8条	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人等(住宅確保要配慮者)の入居を拒まない賃貸住宅。「住宅セーフティネット制度」に基づき登録され、耐震性、一定の面積、設備等の基準を備えたもの。 増え続ける空き家、空き室等を活用する制度で、条件が合えば自治体による住宅補助もあり、生活相談や見守りなどのサポートも受けられる。	公益事業	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

サービス・事業から探す

居宅サービス	介護保険法第8条第1項	次に掲げるサービスをいう。	—	—
訪問介護 (ホームヘルプ)	介護保険法第8条第2項	介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)などが要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護(身体介護)、調理、洗濯、掃除等の家事(生活援助)、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の世話をを行う。 身体介護とは、利用者の身体に直接接触して行う介護サービスで、日常生活動作(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に自立支援のためのサービス。 生活援助とは、身体介護以外の介護であって、利用者が単身、又はその家族が病気等のために本人若しくは家族が家事を行うことが困難な場合に行われるサービス。	第二種社会福祉事業	老人居宅介護等事業
訪問入浴介護	介護保険法第8条第3項	自宅の浴槽での入浴が困難な人に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護師やホームヘルパーが入浴の介護を行う。	公益事業	訪問入浴介護事業
訪問看護	介護保険法第8条第4項	病状が安定期にある要介護者に対して、医師の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。	公益事業	訪問看護事業
訪問リハビリテーション	介護保険法第8条第5項	医師の指示に基づき、病院、診療所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。	公益事業	訪問リハビリテーション事業
居宅療養管理指導	介護保険法第8条第6項	通院が困難な要介護者等に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行う。	公益事業	居宅療養管理指導事業
通所介護 (デイサービス)	介護保険法第8条第7項	要介護者に日中、老人デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練、レクリエーションなどを行う。利用者の心身機能の維持向上とともに、家族の負担軽減を図る(利用定員が19人以上)。	第二種社会福祉事業	老人デイサービス事業 (又は老人デイサービスセンター)
通所リハビリテーション (デイケア)	介護保険法第8条第8項	要介護者に対し、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等において、医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。	公益事業	通所リハビリテーション事業

高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	短期入所生活介護 (福祉系ショートステイ)	介護保険法 第8条第9項	要介護者に特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。家族の病气、冠婚葬祭、出張等のため、又は家族の負担軽減を図るため、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用する。連続した利用は30日まで。	第二種社会福祉事業	老人短期入所事業（又は老人短期入所施設）
	短期入所療養介護 (医療系ショートステイ)	介護保険法 第8条第10項	要介護者に介護老人保健施設や診療所、病院等に短期間入所してもらい、医師や看護師、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行う。連続した利用は30日まで。	公益事業	短期入所療養介護事業
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	介護保険法 第8条第11項	介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等（特定施設）が、入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設の事業者はケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」がある。	公益事業 <small>(事業規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款への記載は不要)</small>	特定施設入居者生活介護事業
	介護専用型 特定施設入居者生活介護	介護保険法 第70条第4項	要介護1以上の認定を受けた高齢者が入居する特定施設において行われる特定施設入居者生活介護		
	混合型 特定施設入居者生活介護	介護保険法 第70条第5項	介護専用型以外の特定施設に入居する要介護者に対して行われる特定施設入居者生活介護		
	福祉用具貸与	介護保険法 第8条第12項	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸し出しを行う。	公益事業	福祉用具貸与事業
	特定福祉用具販売	介護保険法 第8条第13項	福祉用具のうち、入浴や排せつに用いる貸与になじまない用具を販売する。在宅の要介護者が介護保険の指定を受けた事業者から購入したときは、購入費の一部が支給される。	公益事業	特定福祉用具販売事業
地域密着型サービス		介護保険法 第8条第14項	次に掲げるサービスをいう。 原則として、事業所のある区市町村の被保険者（特定地域密着型サービスに関しては、事業所所在地に住民登録がある住所地特例者を含む。）だけが、サービスを利用できる。 利用者や利用者家族、区市町村職員又は地域包括支援センター職員などで構成される「運営推進会議」を開催することが義務付けられている。	—	—
	特定地域密着型サービス	介護保険法 第8条第14項	次に掲げるサービスをいう。	—	—
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護保険法 第8条第15項	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的に居宅を巡回したり、連絡のあった居宅を訪問したりして、ホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の介護や看護師による療養上の世話などを行う。 1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する「連携型」がある。	第二種社会福祉事業	老人居宅介護等事業

高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	夜間対応型訪問介護	介護保険法 第8条第16項	夜間に、ホームヘルパーなどが定期的に要介護者の居宅を巡回したり、連絡のあった居宅を訪問したりして、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言その他の日常生活上の世話を行う。	第二種社会福祉事業	老人居宅介護等事業
	地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	介護保険法 第8条第17項	要介護者に日中、利用定員18人以下の小規模な老人デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練、レクリエーションなどを行う。利用者の心身機能の維持向上とともに、家族の負担軽減を図る。	第二種社会福祉事業	老人デイサービス事業 (又は老人デイサービスセンター)
	認知症対応型通所介護	介護保険法 第8条第18項	認知症の要介護者に老人デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う。	第二種社会福祉事業	老人デイサービス事業 (又は老人デイサービスセンター)
	小規模多機能型居宅介護	介護保険法 第8条第19項	通所によるサービスを中心として、利用者の状態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う。	第二種社会福祉事業	小規模多機能型居宅介護事業
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	介護保険法 第8条第23項 法規則第17条の12	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるサービスで、同じ事業所が「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」といった複数のサービスを提供することにより、医療ニーズの高い利用者も在宅での生活が継続できるよう支援する。	第二種社会福祉事業	複合型サービス福祉事業
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	介護保険法 第8条第20項	認知症の高齢者が5～9人の少人数で共同生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。	第二種社会福祉事業	認知症対応型老人共同生活援助事業
	地域密着型 特定施設入居者生活介護	介護保険法 第8条第21項	介護保険の指定を受けた入所定員29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	公益事業 <small>(事業規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款への記載は不要)</small>	特定施設入居者生活介護事業
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法 第8条第22項	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行う。	—	—
施設サービス		介護保険法 第8条第26項	介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。	—	—
	介護福祉施設サービス	介護保険法 第8条第27項	介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。	—	—
	介護保健施設サービス	介護保険法 第8条第28項	介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。	—	—
	介護医療院サービス	介護保険法 第8条第29項	介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。	—	—

高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	介護療養施設サービス (経過措置)	介護保険法 旧第8条第26項	介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行う。	—	—
介護予防サービス		介護保険法 第8条の2第1項	要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、又は状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的として、高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援する。	—	—
	介護予防訪問介護 (みなし指定)	介護保険法 旧第8条の2第2項	訪問介護員が要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う。 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（第1号訪問事業）に移行されることとなった。町田市においては平成30年3月31日で終了した。	—	—
	介護予防訪問入浴介護	介護保険法 第8条の2第2項	自宅の浴槽での入浴が困難な要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護師やホームヘルパーが入浴の介護を行う。	公益事業	訪問入浴介護事業
	介護予防訪問看護	介護保険法 第8条の2第3項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対して、医師の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。	公益事業	訪問看護事業
	介護予防訪問リハビリテーション	介護保険法 第8条の2第4項	医師の指示に基づき、病院、診療所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者の居宅を訪問し、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。	公益事業	訪問リハビリテーション事業
	介護予防居宅療養管理指導	介護保険法 第8条の2第5項	通院が困難な要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対して、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行う。	公益事業	居宅療養管理指導事業
	介護予防通所介護 (みなし指定)	介護保険法 旧第8条の2第7項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に日中、老人デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを行う。 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス（第1号通所事業）に移行されることとなった。町田市においては平成30年3月31日で終了した。	—	—
	介護予防通所リハビリテーション	介護保険法 第8条の2第6項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対し、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等において、利用者の心身機能の維持回復及び日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。	公益事業	通所リハビリテーション事業
	介護予防短期入所生活介護	介護保険法 第8条の2第7項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	第二種社会福祉事業	老人短期入所事業（又は老人短期入所施設）
	介護予防短期入所療養介護	介護保険法 第8条の2第8項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に介護老人保健施設や診療所、病院等に短期間入所してもらい、医師や看護師、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行う。	公益事業	短期入所療養介護事業

高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	介護予防特定施設入居者生活介護	介護保険法 第8条の2第9項	介護保険の指定を受けた介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等が、入居している要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	公益事業 (事業規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業については、定款変更の必要なし)	特定施設入居者生活介護事業
	介護予防福祉用具貸与	介護保険法 第8条の2第10項	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者の日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸し出しを行う。	公益事業	福祉用具貸与事業
	特定介護予防福祉用具販売	介護保険法 第8条の2第11項	福祉用具のうち、入浴や排せつに用いる貸与になじまない用具を販売する。要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者が介護保険の指定を受けた事業者から購入したときは、購入費の一部が支給される。	公益事業	特定福祉用具販売事業
地域密着型介護予防サービス		介護保険法 第8条の2第12項	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。	—	—
	特定地域密着型介護予防サービス	介護保険法 第8条の2第12項	次に掲げるサービスをいう。	—	—
	介護予防 認知症対応型通所介護	介護保険法 第8条の2第13項	認知症の症状がある要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に日中、老人デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練などを行う。	第二種社会福祉事業	老人デイサービス事業 (又は老人デイサービスセンター)
	介護予防 小規模多機能型居宅介護	介護保険法 第8条の2第14項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者に対して、通所によるサービスを中心として、利用者の状態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行う。	第二種社会福祉事業	小規模多機能型居宅介護事業
	介護予防 認知症対応型共同生活介護	介護保険法 第8条の2第15項	認知症の症状がある要支援2の認定を受けた高齢者が5～9人の少人数で共同生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練などを行う。家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。要支援1の者は利用できない。	第二種社会福祉事業	認知症対応型老人共同生活援助事業
居宅介護支援		介護保険法 第8条第24項	要介護者が居宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員(ケアマネージャー)が心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等に沿って、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業者等との連絡・調整などを行う。	公益事業	居宅介護支援事業
介護予防支援		介護保険法 第8条の2第16項	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者が居宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの介護支援専門員(ケアマネージャー)が心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等に沿って、介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業者等との連絡・調整などを行う。	公益事業	介護予防支援事業
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)		介護保険法 第45条	要介護1以上の認定を受けた高齢者を対象として、在宅での生活に支障がないように、手すりの取付け等特定の住宅改修を行った場合に、一定の限度額(20万円)内において、かかった費用の9割(1割負担の場合)が介護保険の給付費として、市から払い戻される。	—	—

高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称	根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
介護予防住宅改修費 (介護予防住宅改修)	介護保険法 第57条	要支援1又は要支援2の認定を受けた高齢者を対象として、在宅での生活に支障がないように、手すりの取付け等特定の住宅改修を行った場合に、一定の限度額(20万円)内において、かかった費用の9割(1割負担の場合)が介護保険の給付費として、市から払い戻される。	—	—
地域包括支援センター	介護保険法 第115条の46第1項	地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援するため、包括的支援事業などを地域で一体的に実施する施設。具体的には、①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の4つの業務を地域で一体的に実施する。設置主体は市町村。	公益事業	地域包括支援センターの受託経営
介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)	介護保険法 第115条の45第1項	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、高齢者の状態や必要性に合わせた多様なサービスを提供する事業。 総合事業は、2015年の介護保険法の改正により、介護保険から切り離された要支援の介護予防給付の一部(訪問介護と通所介護)に、従来の市区町村で行われていた介護予防事業が合体して編成し直され、新しく生まれた制度。	—	—
介護予防・生活支援サービス事業	介護保険法 第115条の45第1項 第1号	介護保険の要支援認定を受けた高齢者及び基本チェックリストで事業対象者と認定された高齢者が利用できる。 基本チェックリストとは、65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのもの。	—	—
第1号訪問事業 (訪問型サービス)	介護保険法 第115条の45第1項 第1号イ	自立生活又は社会参加の促進を目標とし、自宅の掃除や洗濯等の日常生活支援を行うサービス。運営主体や内容により次の5つの類型が想定される。 訪問介護：従前の介護予防訪問介護に相当する。 訪問型サービスA：民間企業などが現行の基準を緩和し実施する。 訪問型サービスB：住民主体による支援。 訪問型サービスC：保健・医療の専門職が短期間集中で実施する。 訪問型サービスD：移動支援。	旧介護予防訪問介護と同じ基準で指定事業者が実施するサービスは第二種社会福祉事業、その他は公益事業	老人居宅介護等事業 (第二種社会福祉事業の場合)
第1号通所事業 (通所型サービス)	介護保険法 第115条の45第1項 第1号ロ	身体機能及び生活機能の改善を主眼とし、体操教室や栄養改善等のプログラムを提供するサービス。運営主体や内容により次の4つの類型が想定される。 通所介護：従前の介護予防通所介護に相当する。 通所型サービスA：民間企業などが現行の基準を緩和し実施する。 通所型サービスB：住民主体による支援。 訪問型サービスC：保健・医療の専門職が短期間集中で実施する。	旧介護予防通所介護と同じ基準で指定事業者が実施するサービスは第二種社会福祉事業、その他は公益事業	老人デイサービス事業 (又は老人デイサービスセンター) (第二種社会福祉事業の場合)
第1号生活支援事業 (その他生活支援サービス)	介護保険法 第115条の45第1項 第1号ハ	栄養改善や安否確認を目的とした配食サービス、住民ボランティアによる訪問見守り、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供など、地域の実情に応じて行う。	公益事業	実施する事業による
第1号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)	介護保険法 第115条の45第1項 第1号ニ	総合事業の利用者の状況に合った適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センターが介護予防ケアプランを作成してケアマネジメントを行う。	公益事業	実施する事業による
一般介護予防事業	介護保険法 第115条の45第1項 第2号	市町村が主体となり行う、65歳以上のすべての高齢者が利用できる健康づくりや介護予防に関する取組み	—	—

高齢・介護分野の事業

施設、事業、サービスの名称		根拠条文	説明	社会福祉法上の種別	社会福祉法上の事業名 (定款への記載)
	介護予防把握事業	ガイドライン告示 (平成27年3月31日厚生 労働省告示第196号)	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、引きこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。	公益事業	実施する事業による
	介護予防普及啓発事業	ガイドライン告示 (平成27年3月31日厚生 労働省告示第196号)	住民に介護予防の基本的な知識を持ってもらうため、パンフレットの配布や講座等の開催、地域における自主的な介護予防のための活動の支援等、介護予防活動の普及・啓発を行う。	公益事業	実施する事業による
	地域介護予防活動支援事業	ガイドライン告示 (平成27年3月31日厚生 労働省告示第196号)	介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修、介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施等を行う。	公益事業	実施する事業による
	一般介護予防事業評価事業	ガイドライン告示 (平成27年3月31日厚生 労働省告示第196号)	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の事業評価を行う。	公益事業	実施する事業による
	地域リハビリテーション活動支援事業	ガイドライン告示 (平成27年3月31日厚生 労働省告示第196号)	通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等でリハビリテーション専門職等に関与させ、それらと連携しながら介護予防の取組みを総合的に支援する。	公益事業	実施する事業による
共生型サービス	介護保険法 第72条の2	介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする制度。共生型サービスとして指定を受ければ、いずれか一つの事業所において、高齢者と障がい者がサービスを受けられるようになる。	指定を受ける事業の取扱いに従う	指定を受ける事業の取扱いに従う	